

立川市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 364 号）の施行による。

立川市下水道条例の一部を改正する条例

立川市下水道条例（昭和35年立川市条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(排水設備の接続方法等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に掲げるところによらなければならない。 い。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があるとして認められた場合を除き、別表第1に定めるところとし、排水きよの断面積は、同表左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものは、75ミリメートル以上（<u>勾配100分の3以上</u>）とすることができること。</p> <p>(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があるとして認められた場合を除き、別表第2に定めるところとし、排水きよの断面積は、同表左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものは、75ミリメートル以上（<u>勾配100分の3以上</u>）とすることができること。</p>	<p>(排水設備の接続方法等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に掲げるところによらなければならない。 い。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があるとして認められた場合を除き、別表第1に定めるところとし、排水きよの断面積は、同表左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものは、75ミリメートル以上（<u>勾配100分の3以上</u>）とすることができること。</p> <p>(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があるとして認められた場合を除き、別表第2に定めるところとし、排水きよの断面積は、同表左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものは、75ミリメートル以上（<u>勾配100分の3以上</u>）とすることができること。</p>

別表第1 (第3条関係)

排水人口	排水管の内径
150人未満	100ミリメートル以上 (勾配100分の2以上)
150人以上 300人未満	125ミリメートル以上 (勾配100分の1.7以上)
300人以上 500人未満	150ミリメートル以上 (勾配100分の1.5以上)
500人以上	180ミリメートル以上 (勾配100分の1.3以上)

別表第2 (第3条関係)

排水面積	排水管の内径
200平方メートル未満	100ミリメートル以上 (勾配100分の2以上)
200平方メートル以上 400平方メートル未満	125ミリメートル以上 (勾配100分の1.7以上)
400平方メートル以上 600平方メートル未満	150ミリメートル以上 (勾配100分の1.5以上)
600平方メートル以上 1,000平方メートル未満	180ミリメートル以上 (勾配100分の1.3以上)
1,000平方メートル以上 1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上 (勾配100分の1.2以上)
1,500平方メートル以上	230ミリメートル以上 (勾配100分の1以上)

別表第1 (第3条関係)

排水人口	排水管の内径
150人未満	100ミリメートル以上 (勾配100分の2以上)
150人以上 300人未満	125ミリメートル以上 (勾配100分の1.7以上)
300人以上 500人未満	150ミリメートル以上 (勾配100分の1.5以上)
500人以上	180ミリメートル以上 (勾配100分の1.3以上)

別表第2 (第3条関係)

排水面積	排水管の内径
200平方メートル未満	100ミリメートル以上 (勾配100分の2以上)
200平方メートル以上 400平方メートル未満	125ミリメートル以上 (勾配100分の1.7以上)
400平方メートル以上 600平方メートル未満	150ミリメートル以上 (勾配100分の1.5以上)
600平方メートル以上 1,000平方メートル未満	180ミリメートル以上 (勾配100分の1.3以上)
1,000平方メートル以上 1,500平方メートル未満	200ミリメートル以上 (勾配100分の1.2以上)
1,500平方メートル以上	230ミリメートル以上 (勾配100分の1以上)

別表第2の3 (第8条の2関係)

番号	物質又は項目	水質の基準
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
2~40略.....略.....

備考

.....略.....

別表第2の3 (第8条の2関係)

番号	物質又は項目	水質の基準
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
2~40略.....略.....

備考

.....略.....

附 則

この条例は、公布の日から施行する。